

日本の食品の基準の問題点

高エネルギー加速器研究機構 名誉教授
川合 將義

食品安全委員会が制定した

日本の放射性物質による汚染に関する基準
は世界一厳しいとされています。

本当に安全でしょうか？

それならば何故日本の食品への輸入規制
が解けないのでしょうか。

制定の経緯等を伝えます。

食品安全委員会の食品規制への対応法

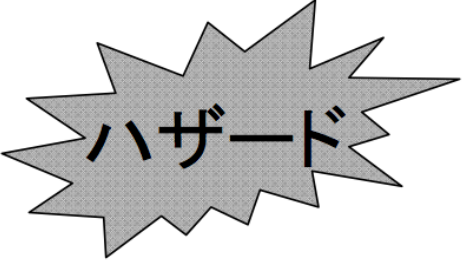
食品中には・・・

- 栄養となるもの

(たんぱく質、炭水化物、脂質、ミネラル、
ビタミン・・・)

- 身体に不要・有害なもの

(自然毒、農薬や添加物、食中毒菌、重金属、
など)



ハザード

人に利益を与える添加物は、放射線に対応

食品に絡む大事件

北海道千歳市大規模食中毒 (1988)

錦糸卵 (冷やしラーメン)

サルモネラ菌

→ 297 名

患者数10,472人

3)

中国製冷凍餃子中毒事件 (2008)

冷凍餃子

メタミドホス (農薬成分)

患者数10人

雪印集団食中毒事件 (2000)

低脂肪乳製造工程

黄色ブドウ球菌 (エンテロトキシン)

患者数14,700人

カネミ油症事件 (1968)

コメ油

PCB (→ダイオキシン)

患者数14,000人?

熊本市ポツリヌス菌食中毒 (1984)

からし蓮根

ポツリヌス菌 (ポツリヌス毒素)

患者数31人、死者11人

BSE(狂牛病)(1986-2013)

1986 英国BSE発症牛

1993 英国クロイツフェルト・ヤコブ病発症

2001 千葉県でBSE発症牛

食品安全基本法：2003年施行

背景：BSE問題

国民の健康の保護が最重要視

安心	=	安全	+	信頼
感性		科学		感性

リスク管理の決定の原則

食品の安全性の確保に関する国際的動向に沿う
科学的知見に基づくリスク評価

国民の意見を考慮

基準の決定：リスク評価とリスクコミュニケーション

客観的 = 科学的

中立公正

透明性

食品衛生法

販売用の食品及び添加物の取り扱い原則

清潔で衛生的に行わなければならない

一> 各論的条項

一> 告示：食品、添加物等の規格

食品のリスク評価：内閣府食品安全委員会

動物実験により無毒性量決定



安全係数 10（種差） x 10（性、年齢差等）

人の1日摂取許容量

食品と添加物の規格への誤解

複合汚染？ 基準はしきい値よりはるかに低く、複合汚染なし

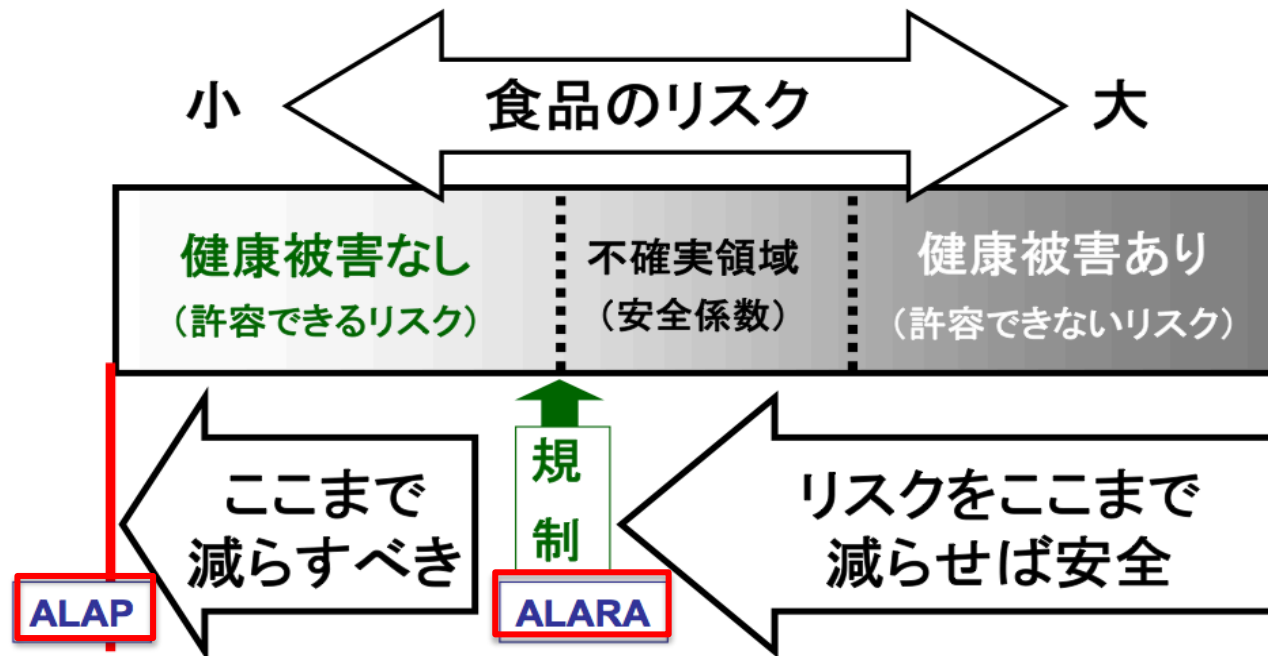
体内に蓄積？ 化学物質の代謝は早いため蓄積なし

残留農薬や有害添加物による発ガン？：許容されていない

食品管理も放射線同様にALAP, ALARAの考え方を採用

例えば 肉のハムに添加する食塩とソルビン酸の量
保存と味(減塩)とリスク を天秤にかけて決定

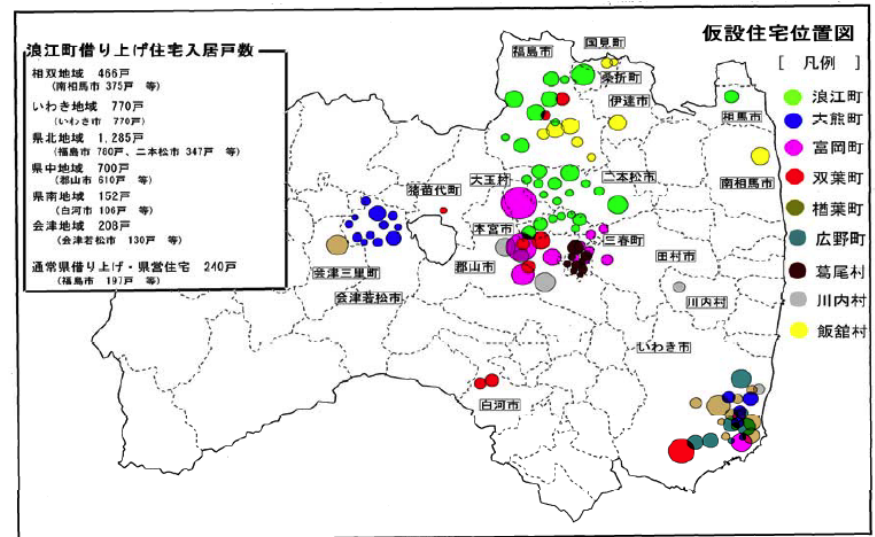
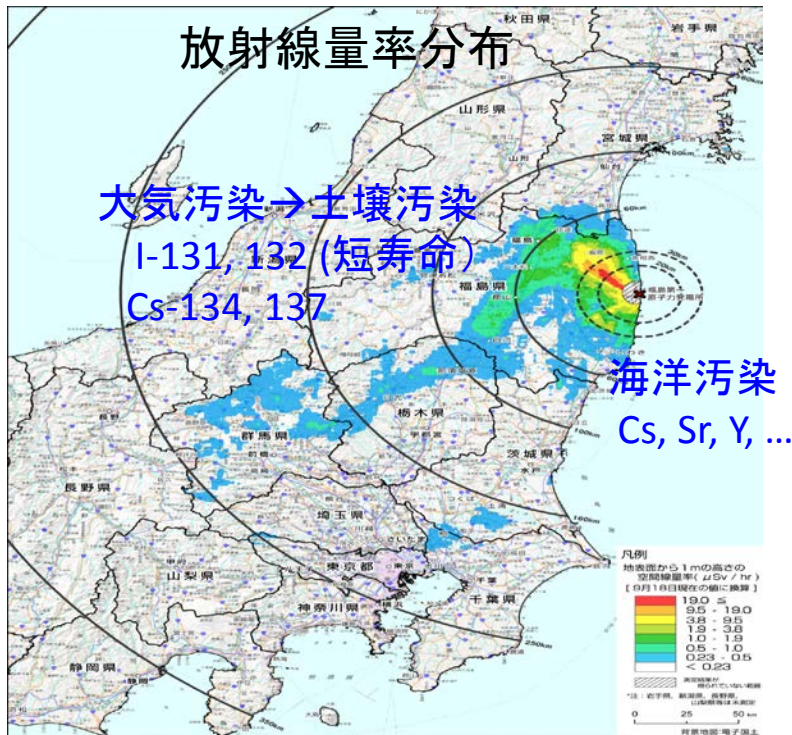
理想論 現実論 「絶対安全論」と「実質安全論」の対立



消費側と供給側の対立: 感情対経済の対立

原発事故がありました

- 原発4基損傷 → 廃炉が必須(30-40年の長期的課題) 成就してこそ真に安心感
- 環境汚染 → 除染、原子炉周囲は溜まり続ける汚染水(漁業問題)
- 食品汚染 → 食品の新基準 → 風評被害 → 農地除染、検査徹底、陰膳検査
- 20km圏内住民を含む避難民 最大16万4千人、H26年6月では10万7千人(県外4万5千人) → コミュニティ破壊、家族の分断 → 町作り(復興 or 再生?)
- 避難に伴う産業破壊、林野等生態系の2次的破壊 → 産業再生



2013年3月における避難市町村別仮設住宅の分布 (大熊町は集団一斉避難、浪江町は世代別に避難の影響)

各地の放射線量

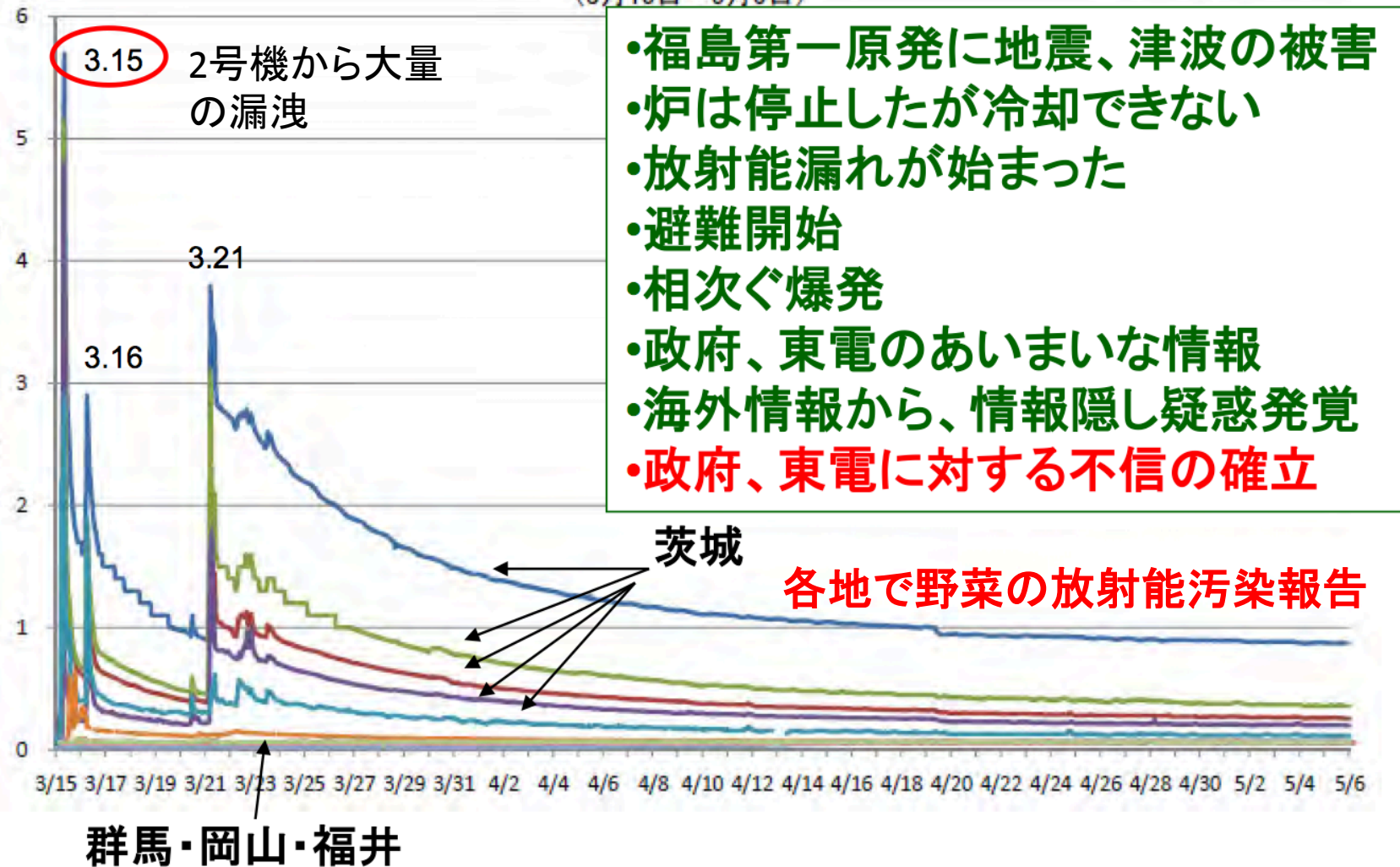


Japan Atomic Energy Agency

日本原子力研究開発機構

(3月15日～5月6日)

マイクロシーベルト／時間



- 福島第一原発に地震、津波の被害
- 炉は停止したが冷却できない
- 放射能漏れが始まった
- 避難開始
- 相次ぐ爆発
- 政府、東電のあいまいな情報
- 海外情報から、情報隠し疑惑発覚
- 政府、東電に対する不信の確立

暫定基準値での管理の指示

平成23年3月17日

放射能汚染された食品の取り扱いについて

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。

このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないように販売その他について十分処置されたい。

食品衛生法第6条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。

放射性物質で汚染された食品に対する暫定基準値

核種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（Bq/kg）	
放射性ヨウ素 （混合核種の代表核種： ^{131}I ） 甲状腺被ばく限度 50mSv/年	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 （根菜、芋類を除く。）	2,000
	魚介類	
放射性セシウム 被ばく限度 5mSv/年	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

原子力安全委員会防災対策 昭和55(1980)年6月・平成15(2003)年7月
一部改訂に基づく

食品に関する主要な出来事

- 3月19日 **暫定規制値を超える**1510Bq/kgの**放射性ヨウ素**を含む原乳が福島県で、また6000-15000Bq/kgの放射性ヨウ素を含むほうれん草が茨城県で検出された。
厚生労働省は、県に対し、関係情報を調査の上、食品衛生法に基づき当該検体の入手先、同一ロットの流通先の調査、販売の禁止等必要な措置を講ずるよう依頼
- 3月20日 千葉県から東京都に出荷された春菊から **基準超の放射性ヨウ素検出**
都は検査体制強化 国に緊急要請
- 3月21日 原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から各県知事に**県単位の出荷自粛の指示**
- 3月23日 福島県及び東京都における**水道水中の放射性物質**の検出について厚労省公表
- 3月23日 東京都乳児のいる家庭への飲料水(ペットボトル)を提供方針発表

食品中の放射性物質検査結果 2011.3.31

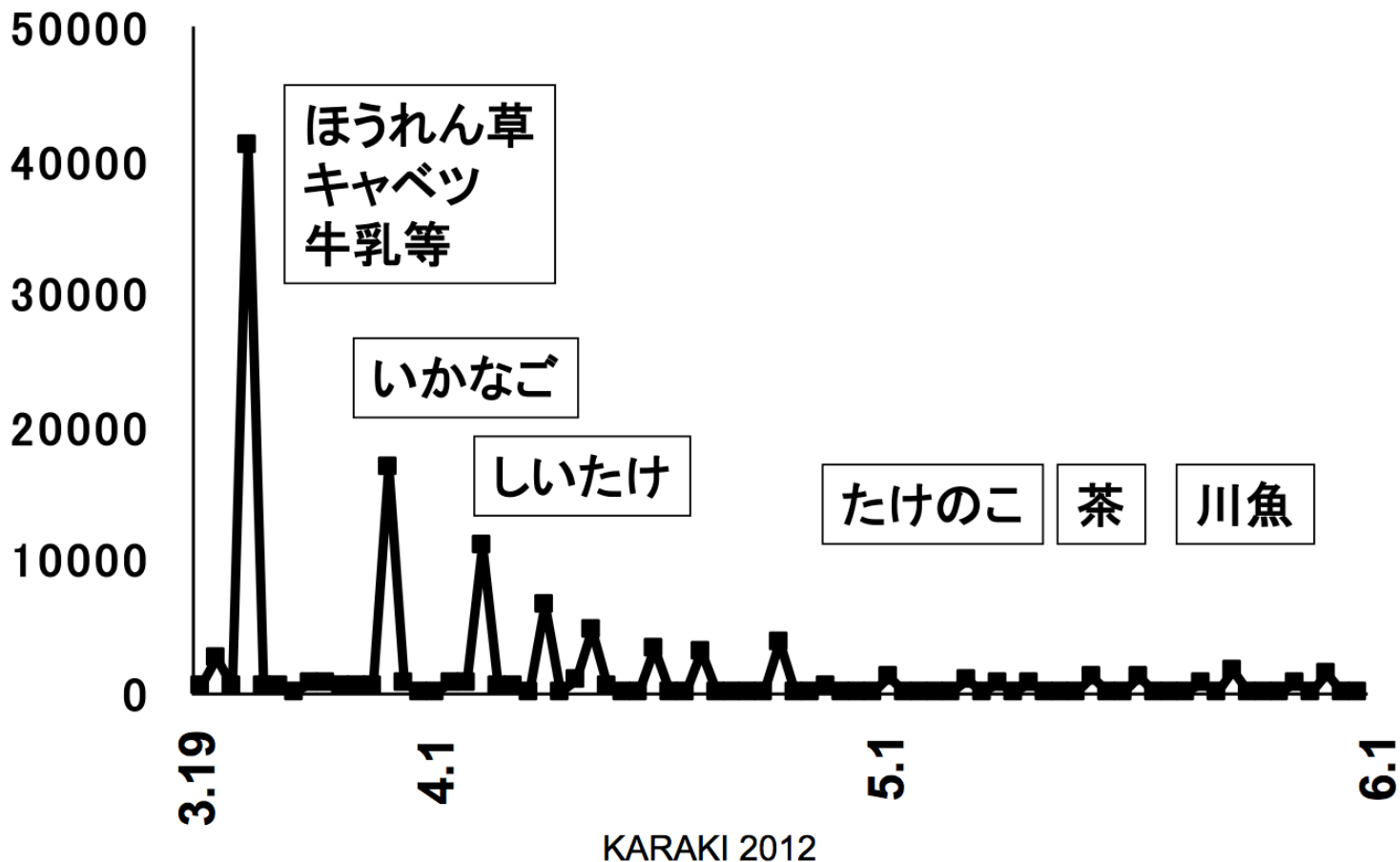
産地	食品群	検査件数	規制値 超過件数	超過品目
福島県	乳	125	18	原乳18件
	野菜類	118	52	ほうれんそう17件、ブロッコリー13件、アブラナ4件、小松菜・莖立菜各3件、キャベツ・信夫冬菜・山東菜・紅葉苔各2件、かぶ・ちぢれ菜・花わさび・みずな各1件
	肉	14	1	牛肉1検体
	卵	7	-	
	水産物	2	-	
	その他	21	-	
	小計	287	71	
茨城県	乳	20	5	原乳5件
	野菜類	111	35	ほうれんそう27件、パセリ6件、水菜・サニーレタス各1件
	肉	5	-	
	卵	2	-	
	その他	2	-	
	小計	140	40	
栃木県	乳	5	-	
	野菜類	50	11	ほうれんそう9件、春菊2件
	小計	55	11	
群馬県	乳	2	-	
	野菜類	68	3	ほうれんそう2件、かきな1件
	小計	70	3	
埼玉県	乳	4	-	
	野菜類	35	-	
	小計	39	-	
千葉県	乳	6	-	
	野菜類	47	11	春菊4件、パセリ・ほうれんそう各2件、ちんげんさい・セルリー・サンチュ各1件
	水産物	12	-	
	小計	65	11	

合計780件中137件(17.6%)が超過 (記載がない県では超過はない)

食品の放射性セシウム137検査結果

(基準越えの最高値) 厚生労働省

最高値Bq/kg



食品に関する主要な出来事(2)

- 4月8日 **食品の出荷制限の解除**について
群馬県山のホウレンソウ及びカキナ、
喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、
下郷町又は南会津町で産出される原乳
- 4月8日中央合同庁舎第5号館職員食堂において、下
記のとおり、福島県産野菜を使用したメニューを提供
- 4月30日厚労省母乳の放射性物質濃度等に関する調
査について公表
- 6月23日神奈川県相模原市、松田町及び山北町で
産出される茶に係る出荷制限の設定について

2011年4月29日 東大教授「涙の辞任会見」

放射線の影響について内閣にアドバイスをする内閣官房参与に任命されていた小佐古東京大学教授は、政府が設定した年間1-20mSvという校庭利用基準について、「20mSv という値は高すぎる」とテレビカメラの前で涙ながらに抗議し、内閣官房参与の職を辞職した。

この出来事がきっかけになって、「放射能恐怖症」の再確認と、「1mSv 神話」が作られていった

2013.1.21alicセミナー 唐木 英明 より



食品安全委員会(小泉直子委員長)、食品による生涯被ばく100 mSvの影響ありと評価

食品健康影響評価の結果の概要

(平成23年10月27日 食品安全委員会)

- 放射線による影響が見いだされているのは、生涯における追加の累積線量が、おおよそ100 mSv以上(通常の一般生活で受ける放射線量(自然放射線や医療被ばくなど)を除く)
- そのうち、小児の期間については、感受性が成人より高い可能性(甲状腺がんや白血病)がある
- 100mSv未満の健康影響について言及することは困難と判断
 - 曝露量の推定の不正確さ
 - 放射線以外の様々な影響と明確に区別できない可能性
 - 根拠となる疫学データの対象集団の規模が小さい

357

この評価は、低線量被ばく影響への不安を助長

2011/11/28 新基準値制定方針発表

食品中に含まれる放射性セシウムの暫定基準値の算定根拠となっている年間被ばく限度について、小宮山洋子厚生労働相は28日の閣議後記者会見で、**現行の年5mSvを同1mSvに引き下げ**、2012年4月から適用する方針を明らかにした。

新基準値制定について**食品安全委員会**に諮問

食品安全委員会の答申結果

暫定基準値

(平成24年3月31日まで)

飲料水	200 Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500 Bq/kg
穀類	
肉・卵・魚・ その他	

前提条件:

内部被ばく限度 5 mSv/年

食品の汚染率 50% ----->

新基準値

(平成24年4月1日より施行)

(事故から1年後)

飲料水	10 Bq/kg
牛乳・乳児 用食品	50 Bq/kg
一般食品	100 Bq/kg

前提条件:

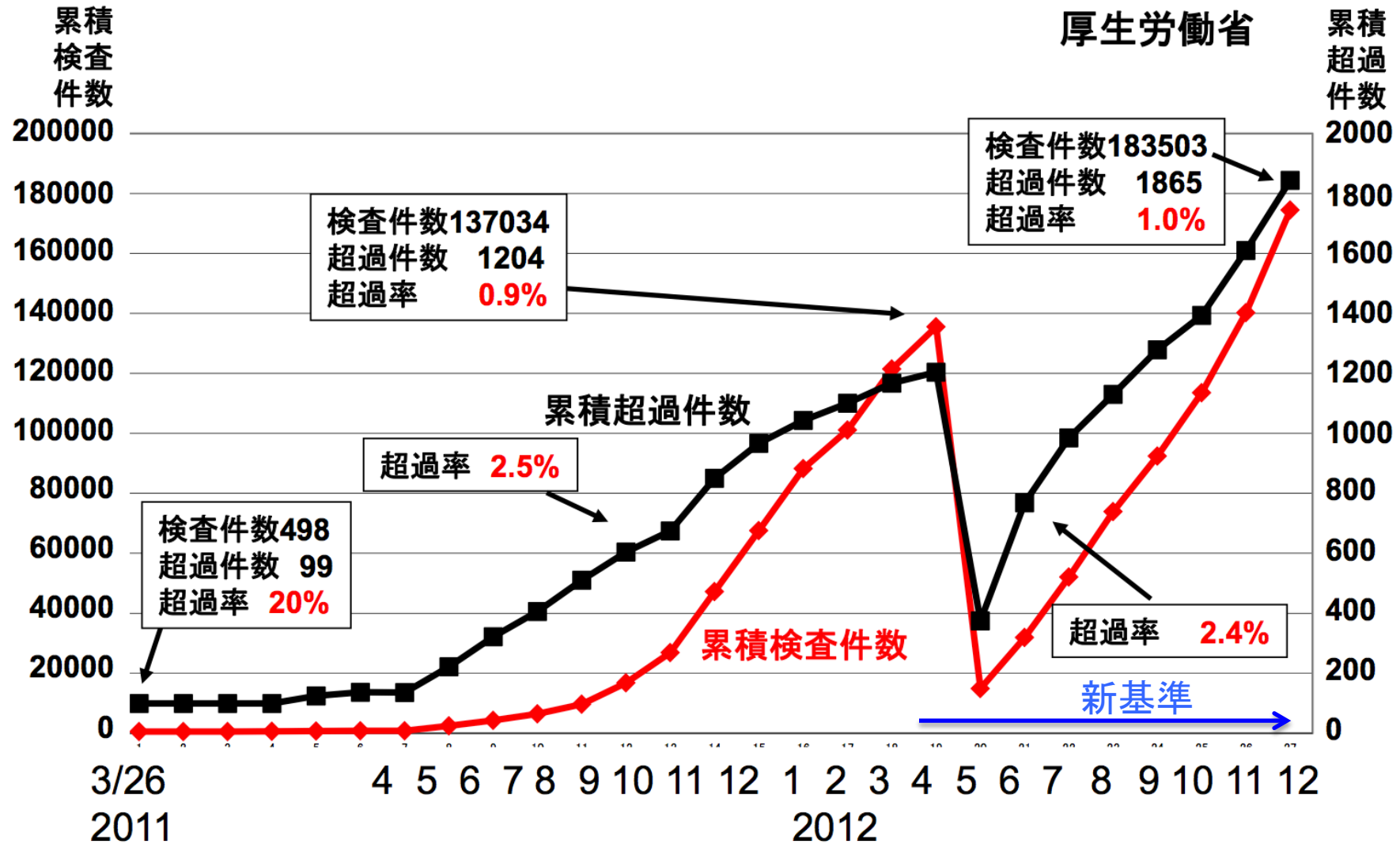
内部被ばく限度 1 mSv/年

食品の汚染率 50%のまま

食品安全委員会は、ALARAの考えがすっぽ抜け、また汚染食品の状況に基づくリスク評価をしない(できない?)まま、基準が厳しい方が安全と思って答申(これが国民の声との思い込み?)

食品中の放射性物質検査件数と基準値超過件数

厚生労働省



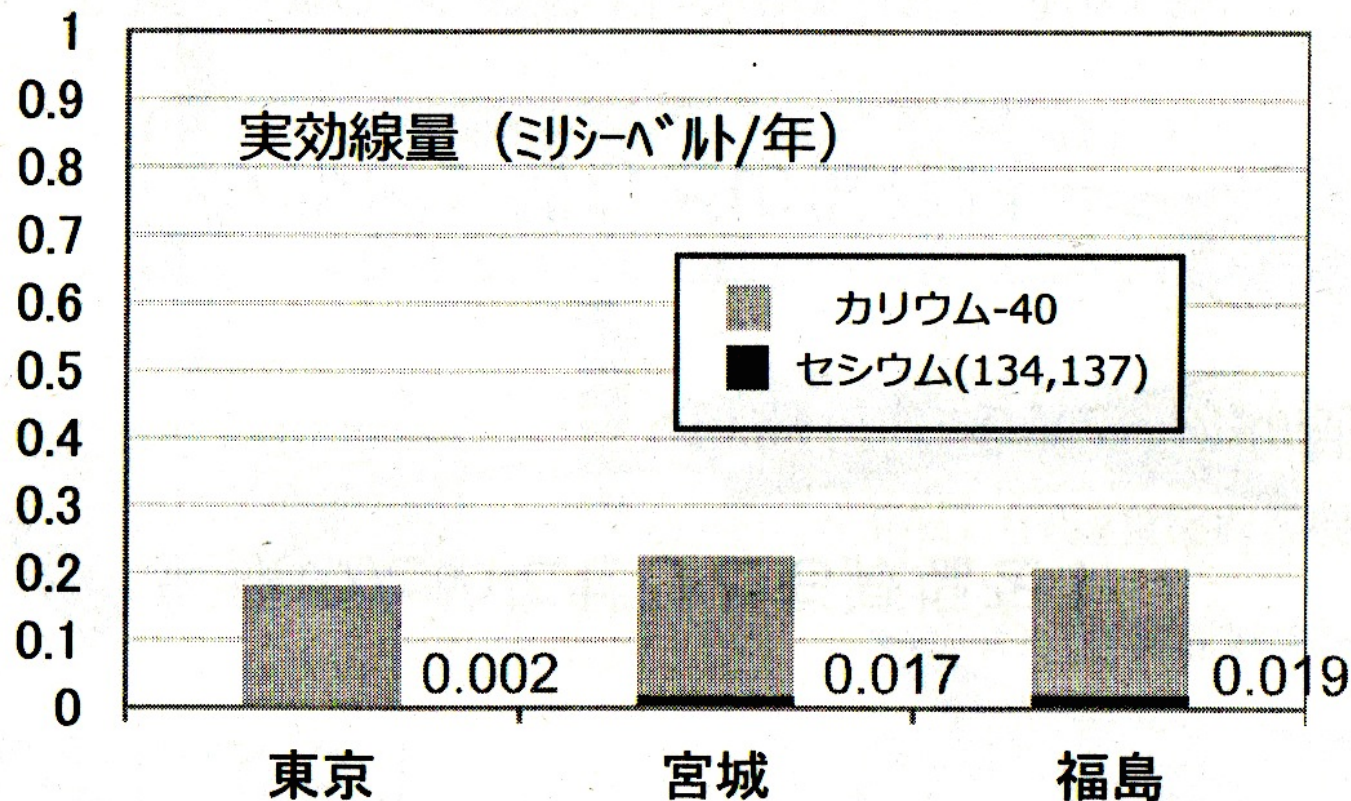
2013.1.21alicセミナー—唐木 英明 より

小宮山大臣が諮問した時には、500Bq/kgの基準超え食品は約2%、
 仮定された50%の汚染率が如何に現実ばなれしていたかが分かる

実際には、食品からどのくらい被ばくしている？



食品からの放射性物質の年間摂取量の推定値



2011/12/22 - 厚生労働省の食品衛生分科会放射性物質
対策部会審議会資料 (厚労省HPより)

上の結果は、暫定基準値でも目標の1 mSv/年が達成できること示す。

新規制による過剰反応→風評被害の拡大

日経ビジネス 2012年2月20日号

放射線「自主基準合戦」が勃発

政府は4月以降、新たな規制値に順次置き換えていく方針を示した。

しかしながら、宅配大手のパルシステム生活協同組合連合会は2月6日に厳格化した第2弾のガイドラインを発表した。海藻類、きのこ類を除く食品は1kg当たり10ベクレルまたは50ベクレルとし、政府新基準の100ベクレルを下回る。

それからわずか2週間後の2月20日、同じく生鮮宅配の大地を守る会がさらに厳しい自主基準値を発表。飲料水やコメ、牛乳などは1kg当たり3ベクレル、野菜や肉などの一般食品を10ベクレルに設定。「3ベクレルは当社の測定機器の検出限界値。当社のデータの蓄積によっていけると判断した」(大地を守る会広報)。らでいっしゅぼーやや生活クラブ連合会でも、自主基準値の策定を検討しているという。(続)

2013.1.21alicセミナー唐本 英明 より

イオンによる店頭での放射性物質是尾を目標にすると発表(2011年11月)

日本の食品に対する規制

①日本のすべて又は一部の食品について輸入禁止／他の食品について証明書を要求

韓国、中国、ブルネイ、ニューカレドニア、レバノン

②日本のすべての食品について放射線物質検査証明や産地証明等の証明書を要求

インドネシア、タイ、アルゼンチン、仏領ポリネシア、アラブ首長国連合、イラク、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ

③日本の一部食品について輸入停止または証明書を要求

シンガポール。香港、マカオ、台湾（去年規制強化）、フィリピン、米国、ボリビア、ブラジル、EU、ロシア

④検査強化

インド、ネパール、パキスタン、ウクライナ、イスラエル、イラン、トルコ、モーリシャス

旧ソ連～ロシア等の飲食物摂取制限レベルの変遷

表: 食品中のセシウムの対策レベル(Bq/kg)

	Codex	EC*	USSR, TPL			ベラルーシ	ロシア	ウクライナ
	1989	1986	1986	1988	1991	1999	2001	1997
牛乳	1000	370	370	370	370	100	100	100
幼児食	1000	370	—	370	185	37	40-60	40
乳製品	1000	600	3700	370-1850	370-1850	50-200	100-500	100
肉	1000	600	3700	1850-3000	740	180-500	160	200
野菜	1000	600	3700	740	600	40-100	40-120	40-70
パン	1000	600	370	370	370	40	40-60	20

*チェルノブイリ事故に起因した輸入食品に対する対策レベル

- ベラルーシ、ロシア、ウクライナの規制値、除染が行われず汚染食品が高い割合を占めている事の反映。こうでもしないと、年間の内部被ばくが 1 mSv/年を達成できない恐れがある。
- ECは、域内産品への基準(Codex委員会推奨値に準じたもの 肉 1000Bq/kg)、チェルノブイリ事故に起因した輸入食品に対する基準(肉 600 Bq/kg)、日本からの輸入食品に対する基準(肉 100 Bq/kg)の3本立て

日本での食品の基準値の変更の影響

結果	<ul style="list-style-type: none">(1) 汚染僅かでも危険視、福島と近県の食品への風評被害(2) 海外ではベラルーシ同様に汚染率が高いと危険視、 輸入規制強化(今年も台湾による規制)(3) 欧州では、食品へのトリプルスタンダード (EC基準、チェルノブイリ由来食品、<u>日本の基準</u>)(4) 福島県等の食品の安全性確保の努力
提言	<ul style="list-style-type: none">(1) 食品の基準をEC基準と同等の 1000Bq/kgに(2) キノコや山菜など摂取量の少ないものは、 10倍の値を (ECで採用見込)(3) 福島県等の食品の安全宣言

日本がいつまでも新基準を改訂しないのは、日本の食品の汚染が改善されていないという誤解を生んでいる。

平成24年4月20日

24食産第445号

食品産業団体の長 宛

農林水産省食料産業局長

また、食品衛生法に基づく基準値は、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限（介入線量レベル）を食品の国際基準を策定するFAOとWHOの合同会議であるコーデックス委員会の指標である年間1ミリシーベルトに合わせる一方で、算定の際の一般食品の汚染割合を50%とし、コーデックス委員会ガイドライン（10%）より厳しい前提が置かれ、さらに特別な配慮が必要な飲料水や乳児用食品等を区分して長期的な観点から設定されたものですので、過剰な規制と消費段階での混乱を避けるため、自主検査においても食品衛生法の基準値（一般食品：100ベクレル/kg、牛乳及び乳児用食品：50ベクレル/kg、飲料水：10ベクレル/kg）に基づいて判断するよう併せて周知をお願いいたします。⁵⁰

何をか言わんや。 厳しい基準は、汚染が酷いから採るもので、説明になっていない。この時点では、1mSv/年への不安があったのかも知れない。

福島県の食品の安全性確保の努力



除染と土壌改良



農産物の汚染は下がった

食品検査(JA等)



市場の食品は、殆ど
検出限界以下。
米、柿全袋検査

一般食品の基準：
100 Bq/kg以下

家庭の3度の食事
の陰膳検査



放射性セシウムは
検出限界以下か、カリ
ウム40に比べてごく
僅か

必須ミネラルのカリウムには、K-40
が1万分の1含まれています。バナ
ナや肉類では約100 Bq/kgあります

体内CsのWBC検
査

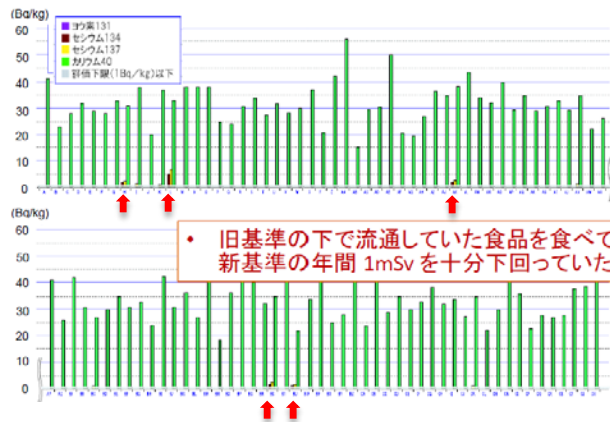


現在、殆どの方が検
出限界の300 Bq*未
満。検出される人は、
猪や野生のキノコ等を
摂取する特殊例

体内K-40 → 約0.2 mSv/年(日本)

陰膳検査

- 内部被ばくに換算すると、最大の家庭でも年間 0.14mSv



旧基準の下で流通していた食品を食べても、
新基準の年間 1mSv を十分下回っていた

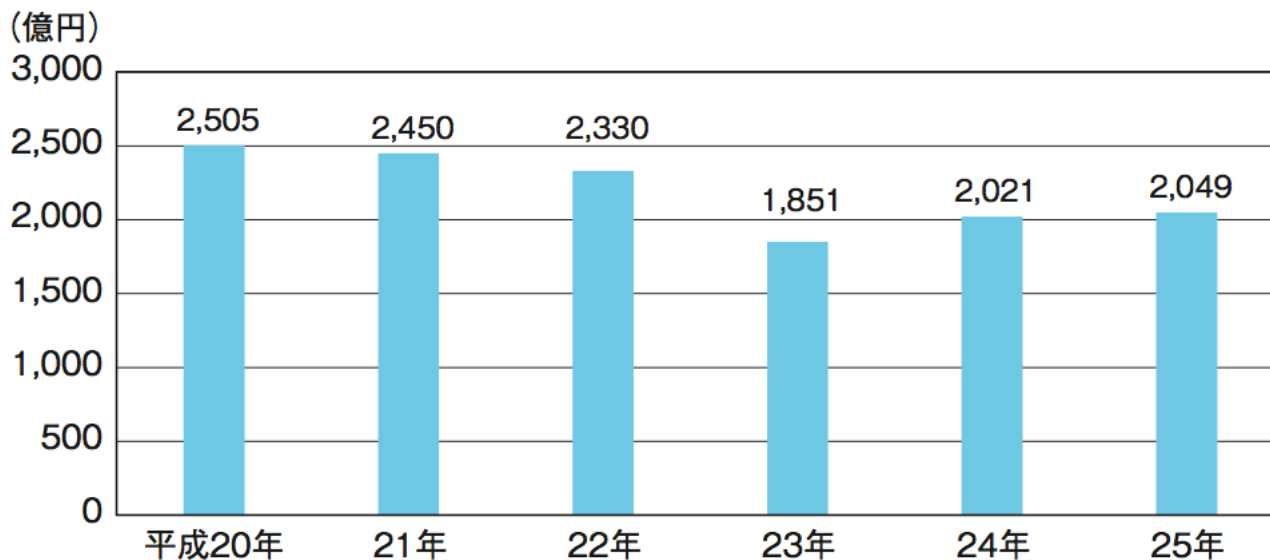
*体内Cs 300Bq → 0.01 mSv/年

市場に出ている福島産の食品は、検査により安全であることが確認されている。

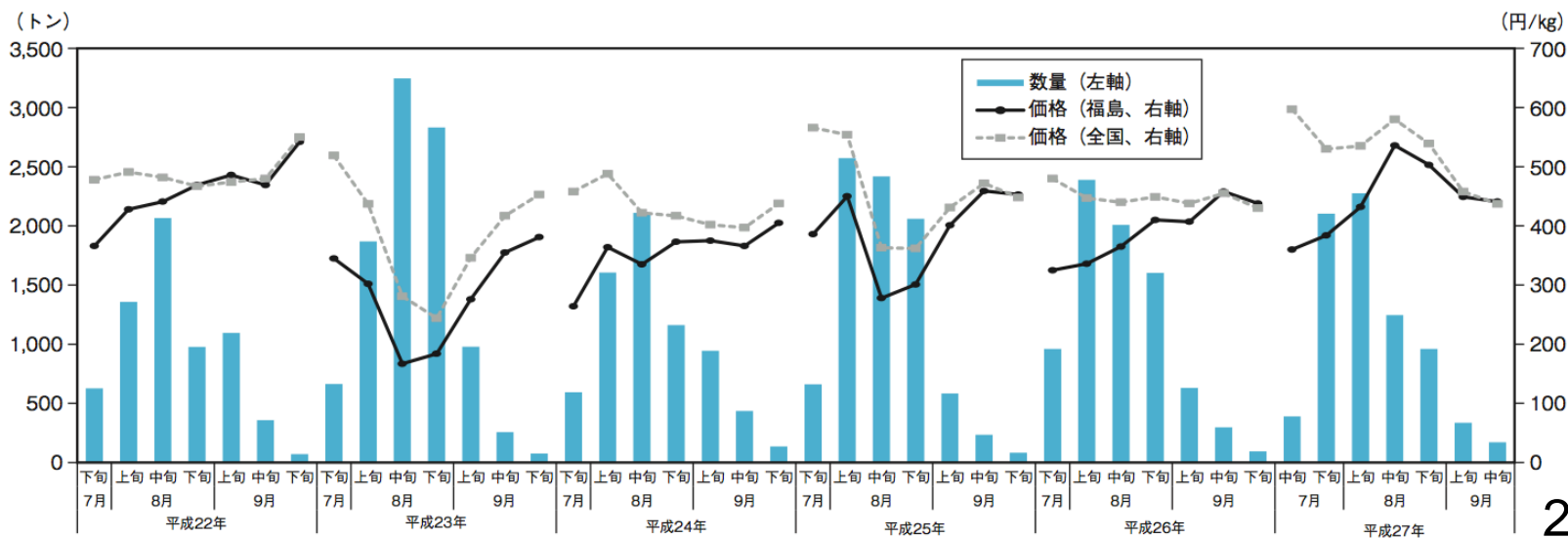
セシウム摂取量推定値(H23/9&11調査): 福島 0.019, 宮城 0.017, 東京 0.002 mSv/年

汚染は消えたものの、市場は評価せず福島産の農産物の価格は、 未だ全国平均を下回り、産出額は回復せず。

図表2 本県の農業産出額



図表6 福島県産「もも」の取扱数量及び取引価格



まとめ

- 食品の新基準は、食品安全委員会が市場の汚染食品によるリスク評価をせず、(ALARAの考えを忘れて)規制値は厳しいほど安全との思い込みにより、汚染率を事故直後と同様に仮定して決めた。
- その結果、国内では放射線不安を煽り、風評被害を引き起こした。
- 海外では、厳しい基準は、食品の汚染状況が続いていると見なして輸入規制し、現在も継続
- 現実には、福島農産物で汚染の検出されるものは極く僅かである。イノシシでさえ最大1,400Bq/kgの報告。
- 取るべき策は、汚染率が1%をも下回っていることを示し、基準をEC並みの国際基準にすること。

115年のノーベル賞史に輝いた53の放射線関連研究中の代表例

年	受賞者	受賞内容
1901	ヴィルヘルム・レントゲン	放射線x線の発見
1903	アンリ・ベクレル, キュリー夫妻	自発的放射能の発見
1908	アーネスト・ラザフォード	元素の崩壊、放射性物質の化学に関する研究
1914	マックス・フォン・ラウエ	結晶によるx線回折現象の発見
1927	アーサー・コンプトン, チャールズ・ウィルソン	コンプトン効果の発見, 霧箱(蒸気の凝縮により荷電粒子の飛跡を観察できるようにする方法)の考案
1935	ジェームズ・チャドウィック	中性子の発見
1936	ピーター・デバイ	双極子モーメントおよびx線、電子線回折による分子構造の研究
1944	オットー・ハーン	原子核分裂の発見
1951	ジョン・コッククロフト、アーネスト・ウォルトン	人工的に加速した原子核粒子による原子核変換についての先駆的研究
1960	ウィラード・リビー	炭素14による年代測定法の研究
1964	ドロシー・ホジキン	x線回折法による生体物質の分子構造の決定
1979	ゴッドフリー・ハウズフィールド,	コンピュータ断層撮影(CT)の開発
1983	ウィリアム・ファウラー	宇宙における化学元素の生成にとって重要な原子核反応に関する理論的および実験的研究
1994	バートラム・ブロックハウス、クリフォード・シャル	凝縮体の研究に用いる中性子散乱技術の開発についての先駆的貢献(中性子分光; 中性子回折)
2008	小林誠, 益川敏英	自然界の3世代クォーク存在予言と対称性の破れの起源の発見
2009	ヴェンカトラマン・ラマクリシュナン トマス・A・スタイツ、アダ・ヨナス	リボソームの構造と機能の研究
2013	フランソワ・アングレール, ピーター・ヒッグス	欧州原子核研究機構(CERN)で確認された素粒子(ヒッグス粒子)に基づく、質量の起源を説明するメカニズムの理論的発見
(註)	2015 高エネルギー陽子によるニュートリノの質量発見は、候補者(戸塚洋二氏)死亡で選に漏れた。	

放射線利用

工業利用

材料加工

高分子材料
複合材料
セラミックス
ゴム・ラテックス
電線ケーブル
繊維・紙
フィルム・シート
チューブ
装飾材

機能材料製造

半導体
分離機能材料
センサー材料
吸着材
医用材料
光機能材料
熱収縮材料

検査・分析

工業用計測*
非破壊検査
微量分析

滅菌・殺菌

包装材料
医療用具
動物飼料
医薬・化粧品類

表面処理

印刷
塗装・コーティング
粘着・接着加工
表面加工
微細加工

環境保全

排ガス処理
廃水処理
汚泥処理
金属処理
難分解物質の分解
リサイクル処理
汚染物質の分析

* 工業計測: 厚さ計、
流体計測(流量、流れ)

農業利用

育種

花卉新品種作り
農作物・林木
有用菌類・微生物
昆虫
害虫駆除
不妊化
検疫処理

環境・資源利用

生物資源
ハイオマス
環境評価
機能特性
食品照射
発芽防止
殺虫・殺菌
検知法
健全性
包装容器

医学利用

放射線診断

X線検査診断
CT
PET
核医学

放射線治療

放射線外部照射
粒子線外部照射
RI治療
BNCT法

放射線技術

原子炉
加速器
放射線検出
電子顕微鏡
線量測定
ラジオグラフィ
放射線取扱技術

汎用

高周波加熱
電子レンジ

研究利用

生物学研究

放射線生物学

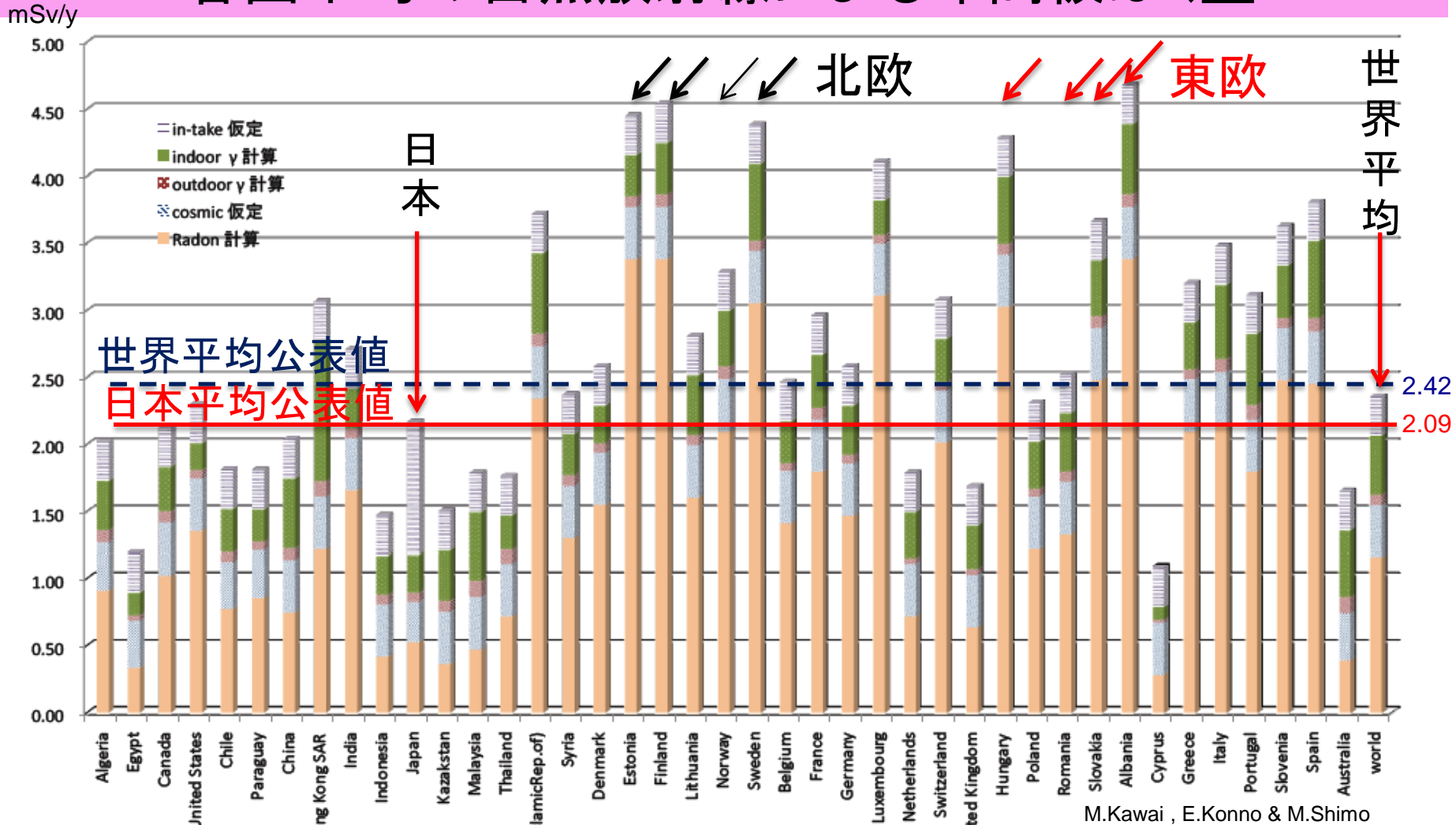
基礎物理・化学研究

素粒子研究
放射線物理
放射線化学
元素分析
放出エックス線分析
放出粒子分析
放出電子分析
放射化分析
加速器質量分析
物性・構造解析
表面構造
界面構造
深部構造
照射損傷

放射線防護

放射線障害
放射線防護
放射線管理

各国平均の自然放射線による年間被ばく量



国連科学委員会 UNSCEAR 2000レポートデータに基づく評価

川合、下: 平成26年日本原子力学会秋の大会P18

フィンランド、スウェーデンやハンガリー等の北欧・東欧諸国の自然放射線被ばくは高い (2.5 - 4.5 mSv/年)

ICRP の一般公衆被ばく限度 1 mSv/年のリスク係数

死因	死亡率		生涯 死亡率
	10万人当り 死者数	10万人当り割合 (リスク係数)	
悪性新生物質 (がん)	270.1人	2.7×10^{-3}	30.12%
交通事故	5.9人	5.9×10^{-5}	0.66%
100mSv被ばくによ るがん死亡増加	4.5人*	4.5×10^{-5}	0.5%

* 2008年全死者数90万人に0.5%を乗じた数を全人口1億人として算出

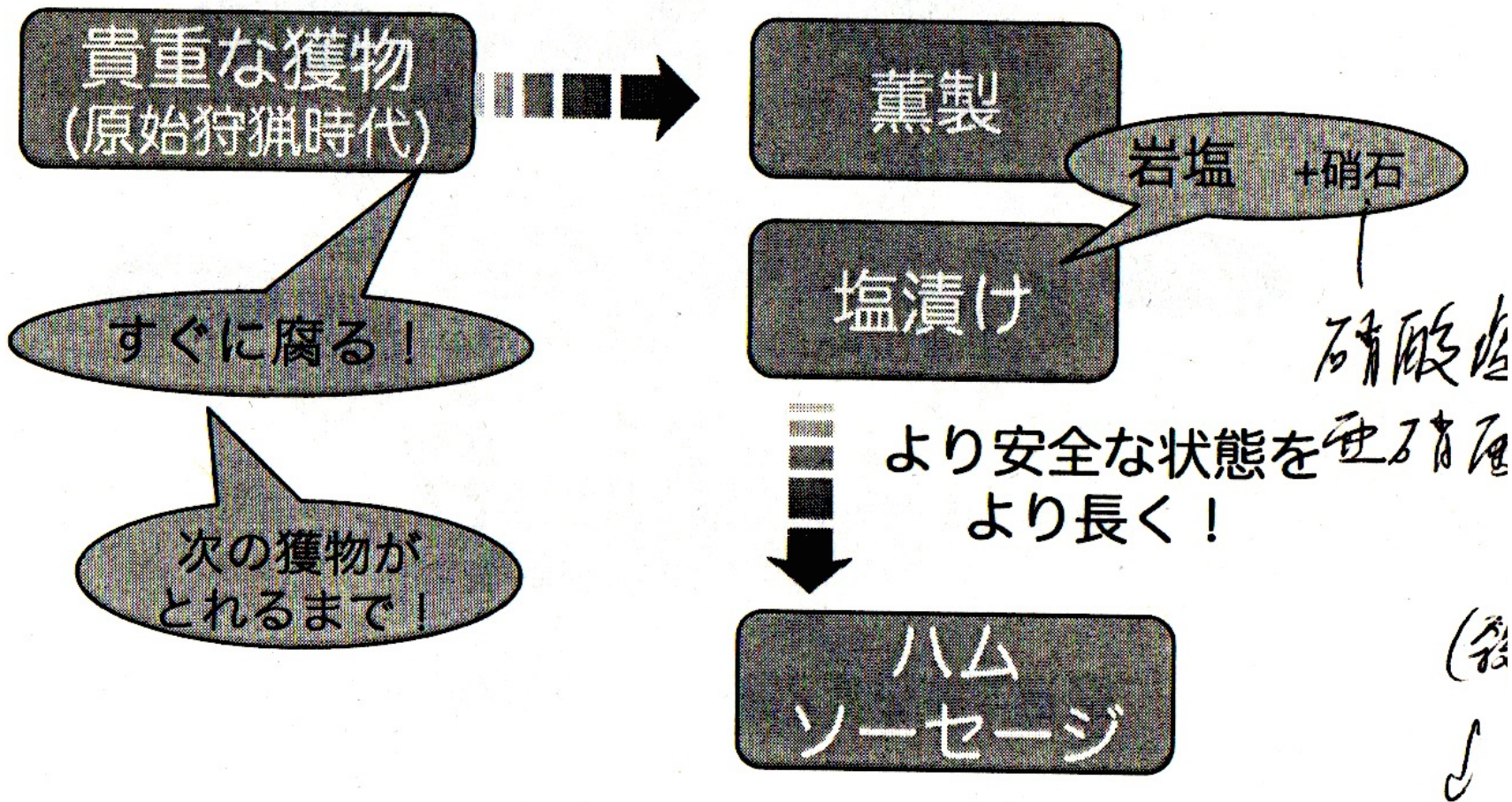


1mSv/年のリスク係数

100mSv被ばくのリスク係数の100分の1 → 4.5×10^{-7}

(交通事故死のリスクよりも2桁低い)

なぜハムはピンク色に染めるの？



健康のため減塩したい。長期保存もしたい。 ——> ソルビン酸

ソルビン酸のADI

25 mg/kg

体重50 kgの人で
1日1.25 gまで



使用基準の上限のソルビン酸量が添加されたハムを
1日に625g食べ続けた場合に相当

一日摂取量は0.13 mg/kg 体重/日
マーケットバスケットによる推計
(平成19年度調査、厚労省)

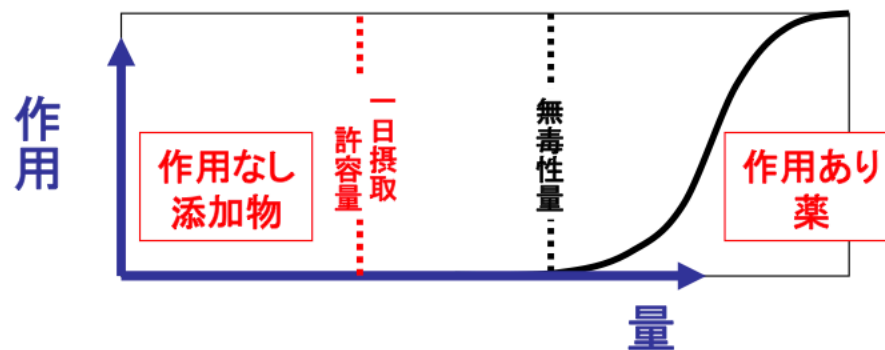
化学物質の複合作用

薬の場合にはありうる

- ・細胞機能に作用する量の化学物質を複数与えるとまれに相互作用が起こることがある
拮抗作用、相加作用、相乗作用

食品添加物や残留農薬の場合にはありえない

- ・細胞機能に作用しない量の化学物質をいくつ与えても、何の作用も現れない(量と作用の関係)



15

平成23年4月4日

食品安全委員会の緊急とりまとめを受けた食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱いについて

○ 去る3月17日より、「原子力施設等の防災対策について」中の「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、これを上回る放射性物質を含有する食品を食品衛生法第6条第2号に該当するものとして食用に供しない取扱いとしてきた。

○ これについては、我が国で初めての原子力緊急事態の発生に伴う放射性物質の放出が依然として収束していないこと等にかんがみ、当分の間、現行の暫定規制値を維持する